

# 公立大学法人秋田県立大学における学長候補者の選考及び学長の解任の申出に関する規程

令和4年4月14日  
学長選考会議規程第3号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田県立大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う、公立大学法人秋田県立大学の学長となる理事長候補者（以下「学長候補者」という。）の選考及び学長となる理事長（以下「学長」という。）の解任の申出について必要な事項を定める。

## 第2章 学長候補者の選考

### (学長候補者の資格)

第2条 学長候補者の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行うものとし、学長選考会議は求める学長となる理事長像をあらかじめ示すものとする。

### (選考時期)

第3条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長候補者の選考を行う。

- 一 学長の任期が満了するとき。
- 二 学長が辞任を申し出たとき。
- 三 学長が解任されたとき。
- 四 学長が欠けたとき。

2 学長選考会議は、前項第一号に該当する場合は、原則として任期満了日の3月前までに選考を完了し、同項第二号から第四号までに該当する場合は、速やかに選考を開始する。

### (学長選考対象者の推薦及び公募)

第4条 学長の選考は、次の各号に定めるところにより推薦又は公募による応募のあった学長選考会議が学長候補者の選考の対象にする者（以下「学長選考対象者」という。）について行うものとする。

- 一 経営協議会の学外委員による推薦
- 二 専任の教授又は准教授20人以上の連署による推薦

- 三 公募による学外者からの応募。ただし、大学（短期大学）等で教育・研究等に従事している者若しくは従事していた者又は大学の特性を熟知している者のうち1人以上からの推薦を必要とする。
- 2 前項第1号及び同項第2号の推薦は、本人の同意を得たうえで、推薦書及び履歴書並びに学長選考会議が必要と認める書類を学長選考会議に提出して行うものとする。
- 3 第1項第3号の応募は、応募書、推薦書及び履歴書並びに学長選考会議が必要と認める書類を学長選考会議に提出して行うものとする。

（学長選考会議委員の辞任）

第5条 学長選考会議委員が、前条の規定による学長選考対象者となったときは、当該委員の職を退く。

（学長候補者の選考方法）

- 第6条 学長選考会議は、第4条に基づき推薦又は公募による応募のあった学長選考対象者のうちから当該学長選考対象者に係る推薦書等を参考に学長候補者を選考する。
- 2 学長選考会議は、前項により選考した学長候補者に対し、学長就任の同意を得るものとし、当該同意が得られた場合は、学長候補者として決定する。
  - 3 学長選考会議は、前項により学長候補者が決定した場合は、速やかに公表する。

### 第3章 学長の解任の申出

（学長解任申出の理由）

- 第7条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当する場合に、知事に対して学長の解任の申出を行うことができる。
- 一 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
  - 二 職務上の義務違反があるとき。
  - 三 職務の遂行が適当でないため、公立大学法人秋田県立大学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。

（学長の解任申出の決定）

- 第8条 学長選考会議は、経営協議会又は教育研究協議会から前条各号のいずれかに該当するものとして学長の解任の発議があった場合には、これに十分な理由があると認められるか否かについて審査を行う。
- 2 前項に定めるもののほか、学長選考会議は、前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認められる場合は、審査を行うことができる。
  - 3 学長選考会議は、前二項の審査を行うに際して、学長に対して弁明の機会を与えな

ればならない。

- 4 学長選考会議は、第1項に定める審査の結果、前条各号のいずれかに該当する十分な理由があると認めた場合又は第2項に定める審査の結果、前条各号のいずれかに該当すると認めた場合には、知事に対する学長の解任申出の決定を行うとともに、速やかに公表する。

#### 第4章 雑則

(規程の改正)

第9条 この規程を改正するときは、学長選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長候補者の選考及び学長の解任に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年4月14日から施行する。  
(学長候補者の選考、任期及び学長の解任の申出に関する規程の廃止)
- 2 公立大学法人秋田県立大学における学長候補者の選考、任期及び学長の解任の申出に関する規程(学長選考会議規程第2号)は、廃止する。